

令和3年度第3回福岡県食品安全・安心委員会 議事要旨

日時 令和3年11月25日(木) 14:00～15:00

場所 福岡県吉塚合同庁舎7階 特6会議室

委員会委員 15名

出席委員 11名(井上委員、掛川委員、片山委員、小林委員、千葉委員、近松委員、堤委員、飛田委員、宮本委員、山下委員、吉田委員)

欠席委員 4名(井出委員、白木委員、武藤委員、目野委員)

◆ 開会

◆ 食の安全総合調整監あいさつ

◆ 委員紹介

◆ 定足数確認

定足数の8名を超える11名の委員が出席していることから、本委員会は有効に成立

◆ 議事

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画(第2次)(案)について

(事務局説明要旨)

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画(第2次)の案については、第2回委員会での意見や庁内協議をふまえ、第2回委員会において提示した福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画(第2次)(素案)(以下「第2回委員会素案」という。)を見直したものです。
- 施策に関する第2回委員会素案からの主な見直し内容は次のとおりです。
 - ・ 第1章総論において、計画の位置づけとして、ワンヘルスとの関係について記載していましたが、当該部分を第4章の具体的な施策の中で記載することとし、削除しました。(資料1のp1及び資料2参照)
 - ・ 第4章においてワンヘルスとの関連を追記したものは、第1節「1 生産段階における安全・安心の確保」の最初の2行並びに「3 人獣共通感染症対策を含む食品に関する危機管理体制の整備」の表題及び後段の3行です。(資料1のp11、p20及び資料2参照)
 - ・ 「第2章 食品の安全・安心をめぐる課題と施策の方向性」において、表「過去5年間に起きた食品の安全・安心に関する主な出来事」の表題を本計画の文言と統一するとともに、表中に法の一部施行以降の経過を追加掲載しています。(資料1のp3、資料2参照)
 - ・ 第4章第1節「農林産物」における赤かび病に関する記載内容を見直ししています。
赤かび病に関する施策については、第2回委員会の中で、農薬の適正使用等の項目に含めるのではなく、項目として独立してはいかがか、という意見がありました。今回改めて検討しましたが、赤かび病対策につきましては、農薬による防除の徹底が最も重要な対策である

ことから、この農薬の適正使用等の項目に含めることとして、改めて記載内容を整備したものです。(資料1のp12、資料2参照)

- 第4章第1節「2 製造から販売に至る各段階における安全・安心の確保」について、第2回委員会素案では「(1)製造・流通・販売段階における安全・安心の確保」と「製造・流通・販売段階」の表現が重なっておりましたので、修正しております。
また、現状と課題に記載しておりました2つの項目を1つにまとめた方が文章としてわかりやすいとの意見がありましたので、1つにまとめています。(資料1のp15、資料2参照)
- 第4章「第2節 食品関連事業者の自主的な取組の促進」について、すべての事業者に対し、HACCPの適切な運用のための支援のために助言指導を行うことを明確にするため、「すべての」という言葉を追記しています。(資料1のp26、資料2参照)
- 数値目標に関する第2回委員会素案からの主な見直し内容は次のとおりです。
 - 「健康食品等の医薬品成分検査件数」を「食品衛生監視指導計画に基づく食品等の検査実施率」に統合しました。(資料4参照)
健康食品も食品の一部であり、流通している食品の安全性を確認するために検査を行うという点で、「食品検査」と同じであることから、「食品衛生監視指導計画に基づく食品等の検査実施率」に統合し、「食品衛生監視指導計画等に基づく食品等検査実施率」としました。
 - 「GAP等の認証取得件数」について、第2回委員会素案では、目標値を55件としていましたが、関係各課と協議の中で数値目標値上方修正し、60件としています。(資料4参照)
 - HACCPの適切な運用のための支援に係る数値目標を「食品衛生責任者実務講習会の理解度」としました。(資料4参照)
第2回委員会素案では、当該数値目標を「実務講習会の受講率」としていましたが、数値目標の考え方について意見があったことから検討し、この指標はあくまでHACCPの定着を図る指標であり、HACCPをいかに理解してもらうかということを指標とすべきであると判断しました。
具体的には、講習会の最後に理解度をはかるための試験を実施し、受講者全員の正答率が70%以上となることを目指していきます。また、この試験を実施することにより、分野別、項目別の理解度も把握できることから、講習会自身の質の向上を図ることができると期待しているところです。
- その他の第2回委員会素案からの主な見直し内容は次のとおりです。
 - 基本計画の中の専門用語について、巻末の用語解説に誘導できるように脚注をつけ、参照ページを記載しました。(資料1参照)
 - 用語解説について、説明文を見直してよりわかりやすくしています。(資料1のp45以降参照)

(主な質疑応答)

- (委員) 資料1の6ページの農薬指導士認定者数ですけれども、平成29年度の認定者数の実績値を1,358人と書いてありますが、資料によっては1,385名と書いてある資料もあります。
これは今お答えいただかなくて結構なので、確認していただいて正しい方の数字を記入していただければと思います。
(生活衛生課) 1,385名に訂正します。〔後日回答〕
- (委員) 資料1の12ページの農薬指導士についてですが、対象施設に配置するということが目標

としてあがっております。配置すること自体は法的に義務づけられているのか、それとも、例えば努力義務なのか、というところを教えてください。

(食の安全・地産地消課) 農薬指導士に関しましては、法的に施設ごとに一人いないといけないという位置付けはございません。そのため、努力して一人ずつ配置するという目標にしております。

○ (委員) 資料 1 の 13 ページ及び資料 4 について、数値目標を「農場 HACCP 取組農場数」から「動物用医薬品指示書の審査率」に変えた理由を教えてください。

(生活衛生課) 農場 HACCP につきましては、当初、モデル的な形での推進ということで、第 1 次計画では数値目標とさせていただいておりました。まだそのモデル的な推進の域から脱しないということもございますので、この指標の方が食の安全・安心の確保する上で適切ではないか、ということで変更させていただいております。

なお、農場 HACCP については、今後も推進してまいります。

○ (委員) 資料 1 の 15 ページの注釈部分ですが、と畜検査、食鳥検査の参照ページが 48 ページ、47 ページとなっています。と畜検査、食鳥検査については 17 ページに概要がありますので、追加してはいかがでしょうか。

(生活衛生課) 参照ページに 17 ページを追記しました。〔後日回答〕

○ (委員) 資料 1 の 17 ページに BSE 検査の部分とプリオン検出の部分があります。また、49 ページの用語解説の中に、BSE とプリオンについての説明書きがあります。しかし、17 ページに用語解説のどこに BSE とプリオンが書いてあるかの脚注がありません。BSE については用語解説の何ページ、プリオンについては用語解説の何ページ等書いていただければと思います。

(生活衛生課) エライザ法の説明を次の通り修正の上、脚注を追加しました。〔後日回答〕

【修正後 脚注】

※1 エライザ法

抗原抗体反応を利用し、試料中に含まれる特定のタンパク質（異常プリオン等）を検出又は定量する分析法の一つで、酵素標識免疫測定法ともいう。複雑な操作がいらな
いことから、迅速・簡便な分析に用いられており、BSE のスクリーニング検査として行
う。

○ (委員) 資料 1 の 24 ページですが、GAP の後に「農業生産工程管理」と括弧書きで入れていただくのはどうでしょうか。

(生活衛生課) BSE 等英語表記については、一括して用語解説で説明しているため、日本語の記載は行いません。

○ (委員) 数値目標の中で、GAP 等の「等」とはなんですか。

(食の安全・地産地消課) 第 1 次計画から「等」を入れていますが、農場 HACCP を含めていたので「等」としておりました。

現在は国際水準 GAP だけになっていますので、「国際水準 GAP の認証取得数」に修正します。〔後日回答〕

○ (委員) 資料 4 の数値目標「意見交換会の実施回数」の「目標設定の考え方・算出根拠」のうち

「その他 1 回」とは何を想定しているのでしょうか。

(生活衛生課) こちらにつきましては、本庁等での実施を想定しています。各保健所を 2 回ずつと食中毒予防シンポジウムを 1 回、本庁や保健所を含めて、プラス 1 回実施していこうということで目標を設定しています。

(委員) 本庁開催を考えているということですか。

(生活衛生課) 本庁も含めてプラスアルファという形でしております。

○ (委員) 資料 1 の 46 ページの用語解説ですが、HACCP の説明部分で、例えば CCP は (重要管理点) と書いてあり、CL は (管理基準) と書いてあります。そうであれば、危害分析のところは、(HA) と入れるとバランスがいいのではないかと思います。

(生活衛生課) 「HA (危害分析)」と記載しました。〔後日回答〕

○ (委員) 資料 1 の 47 ページの用語解説に食品安全基本法の説明書きがありますが、資料 1 の本文中には「食品安全基本法」はありませんでした。

(田村課長) 本文中にはありませんが、食品安全基本法は関連する用語として、用語解説に入れた方がいいという趣旨で入れております。

○ (委員) HACCP と GAP の用語解説ですが、HACCP のところは、英文そのものの日本語訳が書いてあります。一方で、GAP は「農業生産工程管理」と記載していますが、これは直訳ではなく、直訳は「適正農業規範」です。「農業生産工程管理」が直訳ではないことが分かるように記載すべきだと思います。

(食の安全・地産地消課) 「適正農業規範」と訳されていますが、一般的には、「農業生産工程管理」と呼んでいます。

次のとおり用語を修正し、解説に追加します。〔後日回答〕

【修正後】 G A P (適正農業規範)

【追加】「適正農業規範」と訳されていますが、一般的には、「農業生産工程管理」と呼んでいます。

○ (委員) 資料 1 の 46 ページに健康食品の説明がありますが、厚生労働省では、いわゆる「健康食品」という形で取り扱っていると思います。消費者庁では、「健康食品」という形で取り扱っています。ここでおっしゃっているのは、特定保健用食品とか機能性表示食品とか、含めた形のいわゆる「健康食品」という広い意味でしょうか。

(生活衛生課) 考え方を整理し、次のとおり修正しました。〔後日回答〕

【修正後】

ここで言う健康食品とは、厚生労働省の示すいわゆる「健康食品」を指します。

いわゆる「健康食品」と呼ばれるものについては、法律上の定義は無く、医薬品以外で経口的に摂取される、健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂られている食品全般を指しているものです。

そのうち、国の制度としては、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」があります。

保健機能食品制度とは、「おなかの調子を整えます」「脂肪の吸収をおだやかにします」など、特定の保健の目的が期待できる (健康の維持及び増進に役立つ) 食品の場合にはその機

能について、また、国の定めた栄養成分については、一定の基準を満たす場合にその栄養成分の機能を表示することができる制度です。

○（委員）資料4に「意見交換会の実施回数」が20回という目標がありますが、オンライン等も含めてこの回数ということでしょうか。

（生活衛生課）そこにつきましては、意見交換会だけでなく、行政全体として会議等も含めてどう進めるかまだ結論は出ておりません。ですが、対面だけではない開催も含めて検討していきたいと思っております。

（議長）はい、わかりました。対面でのことを考えられて20回とされているのかもしれませんが、もしオンラインも含まれるのであれば、20回は少ないと思いますので、その点についても御検討いただければと思います。

（生活衛生課）オンラインでの実施についてですが、これにつきましては正直、これからの動きでございます。目標値としては、対面だけをいれさせていただきたいと考えております。意見交換会を実施する中で、オンラインでの実施がどれくらいできるのかということを検討していきたいと考えております。そして、来年度の計画の中で明らかにさせていただいた上で、その取り扱いについて、今後の第3次計画に反映させるかというところで御議論いただければと考えております。

（議長）はい、わかりました。そうしましたら、対面で開催回数としていただけませんか。

（生活衛生課）「意見交換会の実施回数（対面）」と修正しました。〔後日回答〕

○（委員）資料4の施策⑦の「養殖水産物への抗生物質残留検査における陰性率」について、抗生物質未検出率100%という設定をされていますが、そもそも検査数をどれくらい予定しているのか、その検査数というのは何を根拠に、どんな計画をもとに考えられているのか、というところを教えてください。

（水産振興課）検査につきましては、県の主要な養殖魚種、5種についてそれぞれ10検体ずつ検査を行っております。

また、県で把握している養殖魚種のうち水産用抗菌剤の使用が認可されている魚種が11種であり、そのうち飼育期間が長く、出荷量が多い魚種を5種選定しています。〔後日回答〕

○（委員）今回この目標の設定においては福岡県食品衛生監視指導計画に基づくということで、前回、令和3年度の福岡県食品衛生監視指導計画をいただいています。監視指導計画ありきでの指標の設定ということになると、その監視指導計画の内容がわからないと理解できないということになりますので、この監視指導計画ではこうなっているからこういう風な指標になっています、という説明が今回あればよかったのかなと思います。

また、この目標を設定される上での監視指導計画は年度ごとに策定されると思うのですが、それによっても変わってくると思いますので、この基本計画については、この監視指導計画がすごく大きな意味を持ってきます。ですので、この計画の中で示される必要はないと思いますが、後日、この監視指導計画の内容や実施状況を報告いただいて、その上でその指標が達成されたかどうかということをお報告いただければと思います。もっと先の話ですが、今のうちから申し上げておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

（生活衛生課）了解いたしました。補足でございますが、この監視指導計画というのは食品衛生法の中で、各都道府県等が計画を作って、それに基づいてやりなさいという法的な規定がご

ございます。それに基づいて策定しておりますので、私どもとしても非常に重要なものという認識でありますし、毎年作った監視計画についてはホームページ上で公開しております。

そこを今度、どういう形で先生方に御説明していくかというのは、今後また、御相談させていただきながらやっていきたいと思っております。

〈議長まとめ〉

- ・ 本日、回答が保留となっている質問や意見については、改めて委員会を開くのではなく、私が確認をすることで、先生方の御了解をいただくという形にしたいと思っております。
- ・ 事務局は、本日提出された意見を反映して、この第2次計画の最終案を作っていただきたいと思っております。
- ・ 最終案を作られた際には、修正した内容を私の方に御説明いただき、この計画についての承認を進めていきたいと思っております。

◆ 閉会